

主なリース対象物件

区分	対象物件	リース期間
家畜ふん尿 処理施設等	堆肥舎、堆肥置場、発酵舎、乾燥舎、貯留槽 他	17年
	攪拌発酵機、発酵機、攪拌乾燥機、送風機、焼却炉、固液分離機、ばっ気装置、浄化装置、フロントローダー、トラクター、ショベルローダー、マニアスプレッター、バキュームカー、バークリーナー、袋詰機、換気扇、脱臭装置 他	7年
	トラック 他	5年
	ダンプカー、軽自動車 他	4年
飼料の生産、 給与等施設等	バンカーサイロ 他	17年
	ハーベスター、モア、ヘーベラー、ロールベラー、ラッピングマシン、飼料混合機、自動給餌機 他	7年
家畜飼養管理等 施設等	給水装置、管理棚、搾乳装置、搾乳ユニット自動搬送装置、バルクーラー、牛床マット、噴霧器、汚卵洗浄機 他	7年

この表に掲載のないリース対象物件をご希望の場合は、畜産環境整備機構までご相談ください。

リース期間

リース期間は、リース物件の法定耐用年数と同一の期間を標準としていますが、お客様のご希望により、短縮や延長した期間にすることができます。

リース期間(年)	4	5	7	17
(短縮・延長の場合)	(2~5)	(3~6)	(4~9)	(10~20)

畜産環境整備機構の

リースの活用で

経営の改善や
低コスト畜産経営の実現を!



お客様の経営規模や周辺環境にあった機械、施設の機種や規模、メーカーを選定することができます。

リース期間が終了したリース物件は、譲渡金をお支払い後、お客様のものになります。

リースに当たって、頭金などの資金を用意する必要はありません。また、リース料のお支払いは、年1回払いまたは年4回払いが選択できる上に、初年のリース料の負担を軽減するため、年額のおよそ1/3になります。



認定農業者や再利用するお客様は、基準料率からさらに0.5%を引き下げております。(平成26年3月19日現在)

附加貸付料率は、(株)日本政策金融公庫の利率を参考にして決めるため、きわめて低い料率の上、譲渡金(取得価額の10%)には附加貸付料率をかりけていませんので、さらにお得になります。

●お問い合わせ先



一般財団法人 畜産環境整備機構

TEL.03-3459-6300 FAX.03-3459-6315 e-mail leio@leio.or.jp

ホームページ <http://www.leio.or.jp>



一般財団法人 畜産環境整備機構

こんなに低いリース料!

リース料は、**基本貸付料**(消費税を含む)、**附加貸付料**、**保険料**の合計額を、リース期間中に年1回または年4回お支払いいただきます。譲渡代金は、最後のリース料のお支払いから3ヶ月後にお支払いいただきます。

附加貸付料の料率は、お客様が認定農業者又は再利用者の場合は、更に0.5%を引き下げ、きわめて低率となっております(平成26年3月19日現在)。

基本貸付料+附加貸付料+保険料



参考として、**ショベルローダー**をリースした場合、リース期間中にお支払いするリース料の総額は、次のとおりになります。

附加貸付料率が低率のため、本体価格以外のお客様のご負担分は、29.3万円に抑えられて負担が軽減されます。

参考

本体価格540万円(消費税込)の
ショベルローダーをリースする場合の
リース料総額の試算

前提条件 [認定農業者 附加貸付料率 0.5%
リース期間 7年間 リース料支払 年1回]

リース料総額 569.3万円

内訳	金額
●基本貸付料	486.0万円
●附加貸付料	8.9万円
●動産総合保険料	8.8万円
●保証保険料	11.6万円
●譲渡代金	54.0万円

※リース料以外に、保険料として動産総合保険料8.8万円、保証保険料(注1)11.6万円のお支払いをいただきます。

(注1)リース料の支払残額に対する保証保険です。保険料率は0.5%(平成26年4月1日現在)です。
(注2)上記保険料の他に固定資産税等を負担していただきます。



リースの手続きと流れ



リース物件の選定

希望するリース物件は、お客様自身が販売業者と交渉の上、機種等を決定し、当機構あての見積書を依頼します。

リースお申込み先

リースの申請書は、お客様が所属する団体(下記)に提出します。
(団体の例)
●都道府県農業協同組合連合会
●農業協同組合
●都道府県配合飼料価格安定基金協会
●都道府県畜産(協)会
●その他

申請書は、団体、都道府県を経由して、畜産環境整備機構に提出されます。

契約の締結・発注

畜産環境整備機構は、申請書を審査し、お客様とリース契約を締結の上、販売業者と売買契約を締結し、リース物件を発注します。

リースの開始

お客様が申請するリース物件を確認(検収)後、リースが開始されます。

リース料のお支払い

リース期間中は、リース契約に基づいて、年1回又は年4回のリースをお支払いいただきます。

リースの終了・譲渡

リース期間満了後、譲渡代金のお支払いをもって、リース物件の**所有権がお客様に移転**します。